

亀山プレミアム付デジタル商品券「TAKERU」「たちばな」参加店舗 募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際紛争の影響により物価が高騰する中、市が市民に対し市内で使用できるプレミアム付商品券の販売等を行う事業を実施することにより、市内事業者のキャッシュレス決済によるデジタル化の推進を図るとともに、市民の生活を支援し、消費喚起を促すことにより市内経済の循環を図ることを目的とした亀山プレミアム付デジタル商品券「TAKERU」「たちばな」（以下「商品券」という。）を使用できる参加店舗を募集します。

2. 発行者

亀山市（三重県亀山市本丸町 577 番地）

3. 事業の名称

亀山プレミアム付商品券事業（Ver. 2）

4. 商品券を使用できる期間

令和4年11月1日（火）から令和5年2月28日（火）まで

5. 商品券の概要

- (1) 商品券発行総額 8億円
- (2) プレミアム率 60%（額面8,000円の商品券を5,000円で販売）
- (3) 商品券の種類 **【デジタル型】** スマートフォンアプリを利用
【カード型】 プリペイドカードを利用
- (4) 商品券の発行セット数 **【デジタル型】** 25,000セット
【カード型】 75,000セット
- (5) 商品券の内容 1セット当たり **【デジタル型、カード型共通】**
 - ・TAKERU（5,000円）
全参加店舗で利用可能
 - ・たちばな（3,000円）
次を除く参加店舗で利用可能
スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、量販店
（電化製品・酒）、病院、**調剤薬局**
 - ・1円単位での使用可能
- (6) 購入可能数 1人6セットまで
※購入希望者多数の場合、3セット目以降は抽選の可能性あり。

6. 商品券の販売方法及び販売期間

(1) 申込期間

令和4年9月15日（木）から令和4年10月7日（金）まで

※販売状況によって2次販売も検討する。

(2) 申込方法

【デジタル型】 専用サイトの応募フォームから必要事項を入力し申込みをする。

【カード型】 専用ハガキに必要事項を記入した上で郵送し申込みをする。

(3) 引換券の交付

【デジタル型】 10月下旬に、メールで商品券の購入が可能であることを証する通知を交付する。

【カード型】 10月下旬に郵送で商品券の購入が可能であることを証する引換券（形状：ハガキ）を交付する。

(4) デジタル型商品券販売期間と購入方法

①販売期間：令和4年11月1日（火）から令和4年11月30日（水）まで

②購入方法：商品券の購入が可能であることを証する通知を受けたものは、クレジットカード決済（VISA・Master Card）又はコンビニエンスストア（ローソン、ファミリーマート、ミニストップ）で支払する。

(5) カード型商品券販売期間と販売時間及び場所と購入方法

①販売期間：令和4年11月1日（火）から令和5年1月20日（金）まで

②販売場所：鈴鹿農業協同組合の市内の支店とする。

③販売時間：上記、金融機関の営業時間内とする。

④購入方法：購入引換券を上記金融機関へ持参し商品券を購入する。

7. 商品券の使用対象にならないもの

商品券は次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために利用することは出来ませんのでご注意ください。

①不動産や金融商品

②たばこ

③商品券やプリペイドカードなど、換金性の高いもの

④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

⑤国税、地方税や使用料などの公租公課

8. 参加店舗の要件と登録申請

(1) 要件

①市内に本店、支店又は営業所を有する事業者であって、商品券事業への参加を希望する事業者で、且つ、亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは該当暴力団員と密接な関係を有していないとを誓約できるもの。

②対象となる業種は小売業・飲食業・サービス業・建設業（リフォーム等）などとする。但し、風営法に規定する営業及び、公序良俗に反する営業は対象外とする。

③商品券による対象商品の代金決済（以下「本サービス」という。）を行うため、商品券のQRコードを読み込むためのiPad端末（対応OS13以降）を所有し、参加店舗にiPad端末とインターネットを接続できる環境が整備されていること。

(2) 登録方法

別添の「亀山プレミアム付デジタル商品券参加店舗登録申請書兼誓約書」（以下「申請

書」という。)に必要事項を記入し、申し込み期限までに亀山市産業環境部 商工観光課 商工業振興グループへ持参又は郵送で提出すること。

(3) 申込期間

令和4年7月20日(水)から令和4年8月22日(月)午後5時まで 必着
※申込期間以降も令和4年10月31日(月)まで随時登録申込を受付けるが、広報物等へ店舗名が掲載されない。

(4) 参加店舗の登録

申請書の受付後、内容の審査をして参加店舗の登録を行う。

- ①登録事業者には申請書に記載のある店舗宛に参加店舗決定通知書を送付する。
- ②参加店舗は、商品券参加店舗登録の申し込み時に記載した事項に変更があった場合は、速やかにその旨を市に届け出なければならない。
- ③前項に規定する届出が遅延したこと、又は、届出が行われなかったことにより、市からの通知又はその他送付書類、換金が延着したことにより、参加店舗に損害等が生じた場合、市は責任を負わない。

(5) 登録料

無料

(6) 決済用端末の貸与

決済用端末の貸与を希望する参加店舗に対して、委託業者を通じて決済用端末を貸与する。被貸与者は、別途「決済用 iPad レンタル規約」を遵守し、常に良好な状態で維持管理を行い、紛失し、又は破損したときは被貸与者の負担において損害を賠償するものとする。

9. 参加店舗遵守事項

- (1) 参加店舗は、商品券の利用者(以下「利用者」という。)参加店舗であることが明確に分かるように市が交付した参加店舗用ポスターを分かりやすい場所に掲示する。
- (2) 利用者が対象商品の決済に商品券を利用した場合は、当該利用者が当該対象商品の代金を支払ったとして取り扱わなければならない。
- (3) 商品券の使用対象商品のみ本サービスを利用することができる。
- (4) 業態が変更されるなど、その提供する対象商品を含む物品、役務を著しく変更した場合又は本サービスの利用開始時に確認した事項に著しい変更があった場合は、遅滞なく市に届出するものとする。
- (5) 参加店舗は、自己の責任において対象商品の決済に関する利用者からの問い合わせ又は苦情等に対応するものとする。
- (6) 参加店舗は、商品の提供に関し、特定商取引に関する法律(昭和51年6月4日法律第57号)、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)、資金決済に関する法律(平成21年6月24日号外法律第59号)その他の法令等に違反してはならない。
- (7) 参加店舗は、自ら作成又は管理するウェブサイトや広告物等において、利用者に誤認を与える表示をしてはならない。
- (8) 参加店舗は、自ら作成又は管理するウェブサイトや広告物等において、商品券により対象商品の決済を行うことができる旨表示したときは、商品券の利用を拒むことはできない。ただし、商品券が不正に取得されたとき、不正に取得された商品券であることを知りながら利用したときはこの限りでない。

(9) 参加店舗は、利用者が商品券により対象商品の決済を行おうとする場合は、現金その他の支払手段で行う決済より不利な取扱いを行ってはならない。

10. 参加店舗の禁止行為

参加店舗は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 不正な方法により商品券を取得させ、又は不正な方法で取得された商品券であることを知って商品券による決済を行う行為
- (2) 利用者アカウント又は商品券を複製、偽造若しくは変造させた商品券であることを知って商品券による決済を行う行為
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (4) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
- (6) 市又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為
- (7) 市又は第三者になりすます行為若しくは意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- (8) 商品券を、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (9) 商品券を譲渡する行為
- (10) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
- (11) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- (12) 個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- (13) 市のシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用して本サービスを不正に操作する行為、市システムの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、市に対し不当な問い合わせ又は要求をする行為、その他市による事業の運営又は利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
- (14) 上記のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
- (15) その他、市が不相当と認める行為

11. 商品券の換金

- (1) 市（市からその業務の委託を受けた者を含む。以下この項において同じ）は、参加店舗に対し、利用者が商品券で代金決済した金額のうち、毎月1日から15日まで又は毎月16日から月末までの期間における決済合計額を参加店舗が指定した口座に支払う。
- (2) 決済合計額は、毎月15日又は月末の締め日から銀行の5営業日以内に支払う。ただし、支払日が銀行休業日に該当するときは、翌営業日を支払日とする。
- (3) 換金手数料は、無料とする。

12. 商品券使用にあたっての注意事項

- (1) 不正に入手等された商品券が使用された場合は、市に対して全額返金するものとする。
- (2) 商品券の再発行は行わない。
- (3) 商品券の使用は参加店舗のみに限る。

- (4) 現金とは引き換えない。
- (5) つり銭は支払わない。
- (6) 二次元コードが無いなど偽造された商品券は無効とする。
- (7) 盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責を負わない。

1 3. 調査について

- (1) 市は、参加店舗が本要項に違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合、参加店舗に対し、資料の徴収や監査等市が必要と認める調査を行うことができる。
- (2) 参加店舗は、市が商品券の利用状況等本サービスに関して調査を行う場合、これに必要な協力を行うものとする。

1 4. 損害賠償について

- (1) 参加店舗が、本要項の違反により市又は利用者に損害を与えた場合は、一切の損害（合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含むが、これらに限らない。）を市又は利用者に賠償する責任を負う。
- (2) 参加店舗は、参加店舗の営業（参加店舗サイト等の運営、対象商品の販売又は提供を含むが、これらに限らない。）に関連して利用者を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下「クレーム等」という。）を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して市が損害を被った場合は、その全ての損害を賠償する責任を負う。
- (3) 参加店舗の取消しが生じた参加店舗は、取消しが生じた日以降の負担する一切の債務を一括して市に支払うとともに、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 市は、参加店舗が本要項に違反している場合は、店舗に対する商品券の精算金の支払いの留保又は拒絶、支払済みの商品券の精算金がある場合はその返還を求めることができる。
- (5) 市は、参加店舗が本要項のいずれかに違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合、参加店舗に事前に通知することなく、以下に規定する措置の一方又は双方の措置をとることができる。市は、これにより参加店舗に損害等が生じた場合、責任を負わない。
 - ①本サービスの全部又は一部についての中止又は中断等の措置
 - ②当該参加店舗における使用者の本サービスの利用について精算を留保する等の措置

1 5. 遅延損害金について

参加店舗は、損害賠償に伴う債務の支払を遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払のあった日まで年利率14.6%の遅延損害金を支払うものとする。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とする。

1 6. 免責等

- (1) 天災事変、戦争、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線若しくは諸設備の故障、その他市及び参加店舗の責めに帰することのできない事由に起因する損害は、市および参加店舗は互いに責任を負わない。
- (2) 前項に掲げる事由を問わず、参加店舗登録を継続することが困難となり、若しくはそのおそれが生じ、又は参加店舗登録に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、参加店

舗は市にその旨を通知して協議を行う。

(3) 市は、利用者と参加店舗との間の対象商品の決済又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わない。

(4) 商品券が使用された後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、使用者と参加店舗との間で解決しなければならない。

17. 変更又は廃止

(1) 市は、相当の事由があると判断した場合は、参加店舗の事前承諾を得ることなく、本要項を変更又は廃止することができるものとする。

(2) 本要項を変更したときは、参加店舗に通知し、又は商品券発行事業に係るホームページにて周知する。

18. その他の事項

本要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、信義誠実の原則に従って解決を図る。